

9月
は東京
都食
生活
改善
普及
運動
月間
です。
「野菜
をおい
しく、
バラン
スよく
食べよ
う！」
（健康
推進課）

確認してください 2つの給付金

平成28年度 臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

1人につき3,000円

給付対象者

平成28年度の市・都民税(住民税)の均等割が非課税の方(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)
「高齢者向け給付金」の給付対象者も受給できます。



カクニンジャ

- 両方の給付対象者要件に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市区町村です。

9月29日(木)から臨時福祉給付金と障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の各対象者に申請書を順次発送します。

受付期間は、10月3日(月)～平成29年1月31日(火)です。

(年金生活者等支援臨時福祉給付金) 障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

1人につき3万円

給付対象者

左記の平成28年度臨時福祉給付金の給付対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方
「高齢者向け給付金」の受給者を除きます。

「臨時福祉給付金」や「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」を装う振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください。



お問い合わせ ☎(595)6022 立川市臨時福祉給付金コールセンター
午前9時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

家庭ごみ指定収集袋の減免申請臨時窓口を開設

市は、生活保護を受給している世帯など一定の要件に該当する世帯(表1)を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付しています。

今年度(11月～平成29年10月)の減免申請臨時窓口を開設します。

昨年度申請し、今年度も減免対象となる可能性のある世帯には9月末ごろに申請用紙を発送します。必要事項を書いて、臨時窓口で申請してください。

代理の方の申請も可能です。対象となる世帯の方には原則として申請と同時に袋を交付します(表2の通り)市役所101会議室
☎ごみ対策課・内線6751

表1	減免対象となる世帯
生活保護法による生活保護を受けている世帯	
中国残留邦人等支援法の支給を受けている世帯	
児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯	
老齢福祉年金受給世帯※	
身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方がいて、世帯全員が市民税非課税の世帯	
愛の手帳1度・2度をお持ちの方がいて、世帯全員が市民税非課税の世帯	
精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方がいて、世帯全員が市民税非課税の世帯	
要介護4・要介護5の認定を受けている方がいて、世帯全員が市民税非課税の世帯	
市長が特別な理由があると認めた世帯	

表2	臨時窓口の開設日時
10月11日(火)	午前9時～午後5時
12日(水)	午前9時～午後8時
13日(木)	午前9時～午後5時
14日(金)	午前9時～午後8時
15日(土)	午前9時～午後4時
16日(日)	午前9時～午後4時

※大正5年4月1日以前に生まれた方が対象の制度で「老齢基礎年金」とは異なります。
●複数の要件を満たしている世帯でも、重複しての交付はできません。

10/1 立川つまみぐいウォーキング

市内の商店街を東西に約8km歩きながら、チケットで指定されたお店の逸品をつまみぐいします(時)10月1日(土)午前10時～午後3時(場)参加が決定した方に直接通知(申)インターネット＝9月15日(木)午前10時から立川市商店街振興組合連合会のホームページ(定)330人(申込順)▶往復はがき(1枚につき1人)＝9月16日(金)(消印有効)(定)70人(抽選)



☎同連合会事務局 ☎(527)2788、市産業観光課商工振興係・内線2644

《返信オモテ》	《返信ウラ》
〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12階 立川市商店街連合会「立川つまみぐいウォーキング」係	何も書かないでください
《返信オモテ》	《返信ウラ》
返信 あなたの郵便番号・住所・氏名	立川つまみぐいウォーキング ●住所 ●氏名 ※1枚につき1人のみ ●電話番号 ●年齢 ●性別

※申込内容に不備があった際は、連絡することなく無効とさせていただきます。

参加者に市オリジナルマイバッグをプレゼント

「立川つまみぐいウォーキング」では、たちかわ交流大使の山下洋輔さんの監修によるデザインをプリントした市オリジナルマイバッグを差し上げます。
市オリジナルマイバッグは、今後、ごみ対策課が開催するイベントなどで配布する予定です。



「全市一斉マイバッグ運動」を実施します

10月1日(土)～31日(月)の期間、「全市一斉マイバッグ運動」を実施します。

協力店舗を通じて、市はマイバッグ持参でのお買い物を推進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を呼びかけます。

お買い物のときは…

♥マイバッグを持っていきましょう。

♥レジ袋や過剰包装は断るようにしましょう。

☎ごみ対策課・内線6748